

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 第1 改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### ア 令和3年12月期

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

##### (イ) 特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

##### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.575月分とすること。

##### イ 令和4年6月期以降

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

##### (イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

##### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

#### (2) 50歳台後半層の職員に対する昇給の基準

55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、職員の給与等に関する条例第6条第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則に定める基準に従い決定するものとする。

### 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### (1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、第1の1(1)イ及び2(2)については、令和4年4月1日から実施し、第1の1(2)については、令和5年4月1日までのできる限り早期に制度改正を実施すること。